

■デザイン公募ルール

- ・スタンプのデザインとして適していること。
 - ・デザインテーマは、だて歴史文化ミュージアムに関係するものとして、伊達市の歴史と文化を象徴するモチーフを自由に組み合わせてください。
 - ・「だて歴史文化ミュージアム」及び「Date City Museum of History and Culture」の館名を必ず入れてください。
 - ・スタンプは直径8cmの円形です。デザイン画は8cm程度の円に収まるように描いてください。
 - ・スタンプインクの色は黒、赤、藍色、緑、朱色、紫から1色しか使えません。なお、印刷物にはモノクロで使用する場合があります。
 - ・応募は所定の応募用紙に必要事項を記入の上、伊達市教育委員会生涯学習課文化財係まで郵送か持参してください。
 - ・電子データでの受付(メール添付やUSBメモリなどでの受付)はできません。
 - ・デザイン画はプリンター出力でも手書きでも構いません。色は黒、赤、藍色、緑、朱色、紫のうち1色のみと
 - ・1人何点でも応募可能です。(ただし、同じ作品を複数回応募することはできません)
 - ・未発表の作品に限ります。
 - ・「デザインの意図」を100字以内のコメントとして添えてください。
 - ・本募集要項に取り決めのない事項については、伊達市の判断により決定します。
- ※入賞者の方はマスターデータの提出をお願いいたします。また実際の利用にあたり調整をお願いする可能性があります。

■注意事項

- ・「デザイン公募のルール」をよく読んで、応募してください。
- ・以下にあてはまる作品(ペンネームを含む)は、審査対象外とさせていただきます。また、審査後に審査対象外となる事由が認められた場合、採用を取り消させていただく場合があります。
 - ① 伊達市またはその他の第三者の所有権、著作権を含む知的財産権、名誉、信用、プライバシー等の権利を侵害するもの。
 - ② わいせつ・残虐・差別に相当するもの、その他第三者に不快感を与えるもの。
 - ③ 公序良俗に反するもの。
 - ④ 作品を公開することが適切でないと伊達市が判断するもの。
 - ⑤ 既に商品化されているもの、商品化の予定があるもの、他のコンテスト等に応募済みのもの、または他のコンテスト等で受賞したもの。
 - ⑥ 必須記載事項に記載漏れもしくは誤りがあるもの。
 - ⑦ その他、伊達市が適当でないと判断したもの。
- ・お一人様何点でも応募可能です。(ただし、同じ作品を複数回応募することはできません)
- ・一度応募された作品の取消を行うと、選考の対象外となります。
- ・伊達市は、作品の応募に際して生じた諸費用に関して一切負担しません。
- ・本公募の趣旨から、デザインの著作権は伊達市に帰属します。(応募いただいた内容は、選考結果の如何にかかわらず返却いたしませんのでご了承ください)
- ・デザインの著作者人格権は、起案者(応募者)にあります。起案者(応募者)は、スタンプとして採用された場合、伊達市がデザインを同市の広報素材(ウェブサイト、ポスター、その他ノベルティ)として加工し利用することについて、あらかじめ承諾のうえ応募いただくものとします。
- ・本公募でいただいた応募者の個人情報、伊達市で厳重に管理し、本公募に関する連絡(応募内容に関する確認、入選表彰に関する連絡等)にのみ利用し、選考・表彰の完了後にすべて破棄します。
- ・スタンプとして採用された手描きのデザインについては、事務局で応募いただいたデザインをもとに、デジタルイラストを描き起こす場合があります。

■著作権等の取扱い

- ・応募作品の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)、商標権等知的財産権及びその他一切の権利は、伊達市に帰属するものとします。
- ・応募者は応募作品に対し、著作者人格権に基づく権利行使は行わないこととします。
- ・応募者は伊達市が応募作品に関する商標及び意匠の出願及び登録を行うことを認めます。
- ・応募作品が、既に発表されているものと同ー又は類似するものであった場合や、第三者の著作権等知的財産権及びその他の権利を侵害するものであった場合は、発表後でも採用・賞を取り消す場合があることを認めます。また、当該取消しにより、取り消した時点又はその後に伊達市に損害が発生した場合、すべて応募者が損害を賠償するものとします。
- ・応募者は、応募をもって上記のすべてに同意したものとします。